

診療費一部減免について(お知らせ)

当院では、市民税非課税世帯の患者さまを対象といたしまして、診療費の一部減免を行っております。

患者さまで、当院での診療費一部減免をご希望される場合は、下記の通りとなりますので、お申し出ください。

記

1. 対象となる患者さま

市民税非課税世帯の患者さま

2. 診療費一部減免内容

診療報酬(入院時食事療養費含む)の1割が減免されます。

※限度額認定額と食事代の自己負担額が引き金額の上限となります。

引き金額が自己負担額の上限を上回った場合に差額分をお支払いすることはございません。

3. お申し出先及び対応時間

1階総合受付 平日 9時00分～16時30分

(土曜日、日曜日、祝日は担当者不在にて手続きできません)

※〔市民税非課税世帯〕と判断できる証明書をご用意ください。

非課税証明書、限度額・減額認定証(低所得の場合のみ)等



一般財団法人 大原記念財団

大原綜合病院

R02.06.01